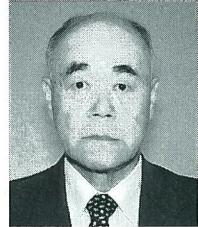


日本電気技術規格委員会に期待するもの (規格委員 10年思いつくまま)



(社) 電力土木技術協会 顧問 藤重 邦夫

日本電気技術規格委員会の創立10周年、誠に御目出度く心よりお祝い申し上げます。

平成19年3月委員を辞任させて頂いた。発足から10年の長きに亘って委員の末席を穢したことになる。技術進歩が急速に進む現代において、しかも其の最先端に位置するべきこの委員会にかかる長期間在籍したことを今更ながら恥ずかしく思っている。

規格委員会がわが国の電気技術界における重要性を益々高め活発な活動を行っていることを見聞するにつけ、OBとして誠に嬉しくなにも言うことは無いが折角の機会を頂いたので、一つだけ委員会在籍の頃から折に触れ発言していたことを述べてみたい。

電気工作物の設置が「技術基準に適合しないものでないこと」と二重否定の表現で定められていることを明確に意識したのは恥ずかしながら水力課の第二技術班長時代に遭遇した、和知ダムのゲート損壊事故の折であった。その後も本委員会の前身とも言うべき電気技術基準調査委員会の水力専門委員等を通じて保安行政に尽力してきた積りだが、平成6年電力土木技術協会の専務理事になった頃、一連の規制緩和の嵐の中、技術革新、新材料の開発など社会の進展に迅速に対応すべく、技術基準の改正を検討する会が開かれた。

旧法においても前述の表現、そして特殊設計認可の道が開かれていることから言って、技術進歩

への対応としては改正の必要は感じなかったが、技術基準および告示などの規制を大幅に緩和し直一層の民間活力の活用を図るべく、技術基準は機能性基準へと大きな方向転換が行われた。

ここに到って公正・中立な民間機関による民間規格・基準が電力保安行政にとって重要な位置を占めることになった。

これを保安行政の制度から見ると、電気事業法における行政処分は「…設備に関する技術基準を定める省令」で終わり、実際の行政を実施する際の審査の基準は、行政手続法の規定に基づき制定される「…設備に関する技術基準の解釈」として公表されている。すなわち、解釈はあくまでも官側が、省令で定められたこの技術基準は、このように解釈していますと公表したものにすぎない。ということは、解釈に寄らないものであってもそれが省令に適合するものであること、省令の内容に照らして充分な保安水準の確保が可能な技術的根拠が満たされていることによって当該電気工作物の設置は可能とされている。

このような大幅な規制緩和がなされた部分を埋めるという極めて重要な役割が規格委員会に任せられたといって過言ではない。勿論技術革新・新材料の開発は従来どおりであるが、それを速やかに認証し社会一般に普及し社会の発展に寄与すると言ふ役目である。

規格を決めるということは技術の普及に多大な

効用がある反面、其の技術に安住してしまう恐れがあるし、また他の代替技術を排除する手段になる。特に国際間の障壁をなくす効用が使い方によっては全く逆に障壁になることもある。従って本委員会は極めて重い責任を負うことに成る。

前置きが長くなったが、一つだけといったのは、委員会の仕事に民間最先端の技術を扱っているという自信と誇りを何時も持って欲しいということである。

何故改めてこんなことをと思われるだろうが、実際に委員会の審議の席上よく耳にする言葉に「審査基準や解釈に取り上げていただけるか?」という発言がある。これは過去100年以上にわたり役所の許認可が無ければ何事も動かない、許認可行政の名残を引きずっているため、今回の規制緩和を基本とした法改正の主旨を頭で分かっていても、実際の行動として現せないといったところではないかと思われる。

規格作成団体である技術集団が自信を持って作成した最新の技術・新材料の規格であり、またそうでなくてはならない規格のはずである。したがって審査基準や解釈に当然取り上げられるべきであり、逆に取り上げられないような未成熟な技

術・新材料を規格とすることには土台無理があるう。

前置きのところで述べたように、本委員会は技術革新・新材料の開発等の社会の進展に迅速に対応すべく発足したものである。本委員会の策定した規格・基準については直ちに採用されることが一連の法改正の主旨を生かすことであり、逆にこれを行政手続法に基づく審査基準なり解釈に採用を要請（申請ではない）することは規制の強化につながるのではないかといった議論もなされたほどである。10年前の法改正の基本思想を忘ることなく新たに策定された規格・基準が申請行為など無くとも審査の基準や解釈に直ちに反映されるような規格委員会になって欲しいものである。

対象となる電気工作物が益々増大し、技術も益々進歩する中で、これを監督する役所の定員は公務員削減の嵐の中で増強は望むべくも無いとしたら、民間の力を活用せざるを得ない。委譲された権限には必ず責任を伴うものである。電気工作物の技術的根幹である規格・基準の策定に当たる日本電気技術規格委員会の更なる発展を期待するものである。

